

吹田市男女共同参画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市男女共同参画推進条例（平成14年吹田市条例第31号）第21条第5項及び吹田市男女共同参画推進条例施行規則（平成14年吹田市規則第57号）第8条に規定する吹田市男女共同参画審議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 委員の公募は、市報すいた及び市のホームページ等により行うものとする。

(応募者の条件)

第3条 委員の公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、委嘱日現在において、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員でない者
- (5) 本審議会において通算8年以上委員を務めていない者

(作文の提出)

第4条 応募者は、800字程度の作文（以下「応募作文」という。）を市民部人権政策室に提出するものとし、応募作文のテーマは別途定める。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するために、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(応募の条件の審査、採点の方法)

第6条 提出された応募書類については、あらかじめ市民部人権政策室において第3条の応募者の条件の審査を行うものとする。

- 2 選考委員は、前項の審査を経て、応募作文について、別記の採点基準に基づき、項目別に採点を行うものとする。
- 3 採点は、応募者の氏名等を明示せず、任意の番号を付し行うものとする。

(公募委員の選考)

第7条 選考委員が、作文について20点満点で審査を行い、上位4人を候補者とする。

- 2 全出席委員の採点平均が12点未満の応募者は候補者とししない。

- 3 募集人数を超える市民から応募がある場合は、次に掲げる手順により、候補者の順位を付ける。
- (1) 選定に当たっては、各選考委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、候補者を決定する。
 - (2) 1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、候補者を決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とし、決定する。
 - (3) いずれの方法でも決定できない場合は、選考委員会の合議又は多数決による。
 - (4) 以降の順位については、前(1)(2)(3)の手順に従い、順位を決める。

(選考期間)

第8条 選考期間は、応募締め切り後1か月以内とする。

(選考結果の通知等)

第9条 選考結果は、すべての応募者に文書で通知するものとする。

- 2 応募者より不採用理由の問い合わせがあった場合、選考方法、選考基準を伝え、説明するものとする。

(庶務)

第10条 委員の公募に関する庶務は、市民部人権政策室において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 採点基準

- 1 応募作文について、テーマに従い、次の項目について実施するものとする。
- (1) テーマに沿った内容となっているか。
 - (2) 論点が整理されていて、論理の進め方が適正か。
 - (3) 自分の意見をわかりやすく述べているか。
 - (4) 発想が柔軟で考え方に偏りがいないか。
- 2 採点は、前項各号にかかる項目ごとに、次の区分に従って実施するものとする。
- (1) とても良い 5点
 - (2) 良い 4点
 - (3) 普通 3点
 - (4) あまり良くない 2点
 - (5) 良くない 1点